

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第58号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年3月24日 12時35分ごろ	
発生場所	山口県徳山下松港 山口県周南市所在の川西突堤南東端から真方位100°150m付近 (概位 北緯34°02.4' 東経131°48.3')	
事故等調査の経過	平成24年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 油送船 ^{しょうせい}松盛丸、199トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134516、有限会社松田海運</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底中央部に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で船首約0.7m、船尾約2.7mの喫水をもって、徳山下松港の棧橋で離棧作業中、強風により左舷方に圧流され、平成24年3月24日12時35分ごろ同棧橋沖約40mの浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約6.0～11.8m/s 海象：潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、徳山下松港で離棧作業中、風により左舷方に圧流された際、船長が適切な操船を行わなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港で離棧作業中、風により左舷方に圧流された際、船長が適切な操船を行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・離棧作業に際しては、風潮流の影響を考慮すること。	